

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行

(当日が休日は、その翌日の翌日)

目 次

◇規 則 市町村に対して交付すべき昭和五十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

◇告 示 町の区域の変更等
保険医療機関等の指定
保険医等の登録
家畜人工授精講習会の開催

新たに行為とする土地改良事業計画の適否の決定

土地改良法による換地処分

開発行為に関する工事の完了(二件)

◇選管告示 選挙管理委員会の招集

◇正 誤 昭和五十一年十月鳥取県告示第八百二十号中訂正

規 則

市町村に対して交付すべき昭和五十一年度分の地方交付税のうち普通交

付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則をここに公布する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県規則第六十八号

市町村に対して交付すべき昭和五十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則

(目的)

第一条 この規則は、普通交付税に関する省令(昭和三十七年自治省令第十七号)の定めるところに基づき、市町村に対して交付すべき昭和五十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に關し必要な事項を定めることを目的とする。

(端数計算)

第二条 基準税額を算定する場合においては、その算定の過程及び算定した額に五百円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、五百円以上千円未満の端数があるときはその端数金額を千円として計算する。

(市町村民税の所得割に係る基準税額の算定方法)

第三条 市町村民税の所得割に係る市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left[\{ (29,906円 \times \alpha) \times A - B + C + D \} \times 0.731 \right] \times 0.9982774$$

算式の符号

A 昭和50年度市町村民税課税状況等の調(昭和50年7月10日付受地第241

号各市町村長あて総務部長通知に基づく調査をいう。以下同じ。) 第12表合計の表側「課税標準額の段階」ごとの表頭「有資格者」欄の数に別表第一に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)の合計数に別表第二のAの欄に定める率を乗じて得た数(整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)

B 昭和50年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「税額控除額」のうち(h)欄に係る額に1.090を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

C 昭和50年度市町村税課税状況等の調第16表の表側「昭和49年度」のうち「計」欄に係る額に2.046を乗じて得た額(500円未満の端数があるときはその端数金額を切り捨て、500円以上1,000円未満の端数があるときはその端数金額を1,000円とする。)

D 昭和50年度市町村税課税状況等の調第12表合計の表側「計」、表頭「算出税額」のうち「分離短期譲渡所得分」欄及び「分離長期譲渡所得分」欄に係る額の合算額

α 課税標準額の段階ごとの所得割額及び納税義務者数等を基礎として算定した別表第二のBの欄に定める率

(市町村たゞご消費税の基準税額の算定方法)

第四条 市町村たゞご消費税の市町村たゞごの基準税額は、知事が次の算式により算定した額(算定の過程に於いて、たゞごの本数に整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。)により、

算式

$$[4.674円 \times \{ (A \times B) \times 0.13575 \}] \times 1.0006085$$

算式の符号

A 当該市町村の区域内において昭和50年3月1日から昭和51年2月29日までの間に日本専売公社が売り渡した製造たゞごの本数(500円未満の端数は切り捨て、500円以上1,000円未満の端数は1,000本とする。以下本条において「売り渡し本数」という。)

B 次の算式によつて算定した売り渡し本数の伸び率(小数点以下3位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程において同様とする。)

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + 1.053 \right) \times 1.013$$

a 前記Aに同じ。

b 当該市町村の区域内における昭和48年3月1日から昭和49年2月28日までの間の売り渡し本数

(電気課の課税標準の算定方法)

第五条 電気課の市町村たゞごの基準税額は、知事が次の算式により算定した額により、

算式

$$(A \times B \times 0.75) \times 0.9941318$$

算式の符号

A 昭和50年3月1日から昭和51年2月29日までの電気料金に係る電気税として、電気事業者又は自家発電者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであつた額の合算額

B 次の算式によつて算定した電気税の伸び率（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程において同様とする。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + 1.1536 \times 0.8878\right) \times 0.9872$$

a 昭和49年度の当該市町村における電気料金に係る電気税のうち現年課税分の収入額

b 昭和47年度の当該市町村における電気料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

（ガス税の基準税額の算定方法）

第六条 ガス税の市町村ごとの基準税額は、知事が次の算式によつて算定した額とする。

算式

$$\left(A \times B \times \frac{34}{39} \times 0.75\right) \times 0.9995793$$

算式の符号

A 昭和50年3月1日から昭和51年2月29日までのガス料金に係るガス税として、ガス事業者が当該市町村に納付し、又は納入すべきであった額の合算額

B 次の算式によつて算定したガス税の伸び率（小数点以下4位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程において同様とする。）

$$\left(\sqrt{\frac{a}{b}} + 1.0227 \times 0.8684\right) \times 0.9620$$

a 昭和49年度の当該市町村におけるガス料金に係るガス税のうち現

年課税分の収入額

b 昭和47年度の当該市町村におけるガス料金に係る電気ガス税のうち現年課税分の収入額

（木材引取税の基準税額の算定に用いる用途別の素材生産推定量の算定方法）

第七条 木材引取税の基準税額の算定に用いる市町村ごとの用途別の素材生産推定量は、知事が調査した市町村ごとの昭和四十七、昭和四十八年及び昭和四十九年における用途別の素材生産量の総数を三で除して得た数に次の表の上欄に掲げる区分に従い当該下欄に定める率を乗じて得た数量（一立方メートル未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。算定の過程において同様とする。）とする。

区 分	素材生産量補正率
抗木用材及びバルブ用材として使用されるもの	〇・六六六五三三
その他のもの	〇・六九六五九二

附 則

- この規則は、公布の日から施行し、市町村に対して交付すべき昭和五十一年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定について適用する。
- 市町村に対して交付すべき昭和五十年年度分の地方交付税のうち普通交付税の額の算定に用いる基準税額の算定に関する規則（昭和五十年十一月鳥取県規則第六十四号）は、廃止する。

別表第一(第三条関係)

市町村民税所得割に係る課税標準額の段階別有資格者数に乗ずる率

課税標準額の段階	乗率
五万円以下のもの	五・一八九
五万円を超え十万円以下のもの	二・〇三二
十万円を超え三十万円以下のもの	一・三二二
三十万円を超え五十万円以下のもの	一・〇五三
五十万円を超え八十万円以下のもの	一・〇一五
八十万円を超え百十万円以下のもの	一・〇〇六
百十万円を超え百五十万円以下のもの	一・〇〇四
百五十万円を超え二百五十万円以下のもの	一・〇〇三
二百五十万円を超えるもの	一・〇〇〇

別表第二(第三条関係)

市町村民税所得割に係る単位額補正率

市町村名	A	B	市町村名	A	B
鳥取市	〇・九八四	一・一五三	船岡町	〇・九九九	〇・八〇六
米子市	〇・九八四	一・一八八	河原町	一・〇〇一	〇・七二二
倉吉市	〇・九六二	〇・九八六	八東町	〇・九六九	〇・六七四
境港市	〇・九八四	一・〇五六	若桜町	〇・九五四	〇・六六五
国府町	〇・九八六	〇・七五六	用瀬町	〇・九九〇	〇・七三六
岩美町	〇・九七四	〇・九五三	佐治村	〇・九〇六	〇・五二六
福部村	〇・九八〇	〇・六三四	智頭町	〇・九八六	〇・九九一
郡家町	〇・九九二	〇・七二七	気高町	〇・九八八	〇・七六八

鹿野町	〇・九八九	〇・七〇三	会見町	一・〇六五	〇・六七九
青谷町	〇・八九八	〇・七二七	岸本町	一・〇三八	一・四六八
羽合町	〇・九二七	〇・八二三	日吉津村	〇・九八四	〇・七四二
泊村	〇・八六五	〇・六六八	淀江町	一・〇〇六	〇・七一八
東郷町	〇・九〇三	〇・九二〇	大山町	〇・九八三	〇・七一九
三朝町	〇・九五四	〇・七〇四	名和町	〇・九五二	〇・七四五
関金町	一・〇一四	〇・六二五	中山町	〇・九五六	〇・七一九
北条町	〇・九六五	〇・八〇四	日南町	〇・九九九	〇・八六〇
大栄町	〇・九四三	〇・七六四	日野町	〇・九七八	〇・九五二
東伯町	〇・九四八	〇・七八五	江府町	一・〇一二	〇・六八九
赤碓町	〇・九七二	〇・七九二	溝口町	一・〇〇一	〇・七〇六
西伯町	一・〇四二	〇・六三六			

告示

鳥取県告示第八百六十八号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定に基づき、鳥取市長から次のとおり町及び字の区域を変更する旨の届出があつたので、同法同条第二項の規定により告示する。

この町及び字の区域の変更は、土地改良法(昭和二十四年法律第九十九号)第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定による越路地区の換地処分公告があつた日の翌日からその効力を生ずる。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

<p>区域を変更する町及び字の名称</p>	<p>同上の区域(昭和五十年十一月二十日現在の地番による。)</p>
<p>越路字本谷</p>	<p>越路字本谷のうち二三の一の一部及びこれと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>越路字妙見</p>	<p>越路字妙見の全域並びに越路字本谷二三の一の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>越路字大谷</p>	<p>越路字大谷のうち七九一の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二〇六と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに越路字大谷町二二五の一部、二一五の二の一部、二一六の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>越路字釜土</p>	<p>越路字釜土のうち二〇九の一部、七九〇の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに越路字大谷町二二〇の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>越路字大谷町</p>	<p>越路字大谷町のうち二二〇の一部、二一五の一部、二一五の一の一部、二一五の二の一部、二二六の一部、二一九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、越路字大谷七九一の三の一部及びこれと一体をなす国有地並びに二〇六と一体をなす国有地の一部並びに越路字釜土二〇九の一部、七九〇の二及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>越路字下大將軍</p>	<p>越路字下大將軍の全域、越路字大谷町二二五の一の一部及び二一九の一部並びに越路字油免二五五の一及び二五七</p>
<p>越路字油免</p>	<p>越路字油免のうち二五五の一及び二五七以外の区域</p>
<p>越路字東田町川東</p>	<p>越路字東田町川東のうち四三六の二と一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>越路字向畑田</p>	<p>越路字向畑田のうち四四五の一部、四四五の一の一部、四四六の一部及び四四八の一部並びに四四四、四四五及び四四八から四五〇までと一体をなす国有地の一部以外の区域並びに越路字有寺四八七の一部、四八八の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>
<p>越路字谷田</p>	<p>越路字谷田の全域、越路字向畑田四四五の一部、四四五の一の一部及び四四六の一部並びに四四四及び四四五と一体をなす国有地の一部、越路字有寺四八八の一部、四八九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに越路字丸山四九二の一部及びこれと一体をなす国有地</p>
<p>越路字有寺</p>	<p>越路字有寺のうち四六九から四七一までの一部、四七一の一の一部、四七三の一部、四七四、四七五の一部、四七六の一部、四七八の一部、四八一の一部、四八七から四八九までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、越路字向畑田四四八の一部及び四四八から四五〇までと一体をなす国有地の一部並びに越路字丸山四九〇、四九一、四九二の一部、四九三、四九五の一部、四九八の一部、四九九の一部、五〇〇の一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

<p>越路字丸山</p> <p>越路字丸山のうち四九〇、四九一、四九二の一部、四九三、四九五の一部、四九六の一部、四九八の一部、四九九の一部、五〇〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、越路字東田町川東四三六の二と一体をなす国有地、越路字有寺四六九から四七一までの一部、四七一の一部、四七三の一部、四七四、四七五の一部、四七六の一部、四七八の一部、四八一の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字丸山三九三の二の一部、三九四の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>越路字垣ノ内</p> <p>越路字垣ノ内のうち五〇一の一部、五〇二の一部、五〇三の二、五〇六の一及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、越路字出口道東五二四の二の一部、五二五の二の一部及びこれらと一体をなす国有地、越路字弓木五三一の二の一部及び五三一の二の一部並びに五二七の一、五三一の一及び五三一の二と一体をなす国有地の一部並びに久末字鳩塚四八六の五の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>	<p>越路字出口道西</p> <p>越路字出口道西のうち五〇七と一体をなす国有地の一部以外の区域、越路字垣ノ内五〇三の二及び五〇六の二の一部、越路字出口道東五二四の二並びに五二三の二及び五二四の二と一体をなす国有地並びに古郡家字奥早澤四四三の一部及び四四三と一体をなす国有地の一部</p>	<p>越路字出口道東</p> <p>越路字出口道東のうち五二四の二の一部、五二四の二及び五二五の二の一部並びに五二三の二、五二四の二及び五</p>		
<p>路越字弓木</p> <p>二五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>越路字弓木のうち五三一の二の一部及び五三一の二の一部並びに五二七の二、五三一の二及び五三一の二と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>久末字松尾</p> <p>久末字松尾のうち二六八、二六八次一及び二六九と一体をなす国有地の一部以外の区域</p>	<p>久末字丸山</p> <p>久末字丸山のうち三九三の二の一部、三九四の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに越路字丸山四九六の一部</p>	<p>久末字松尾道ノ上</p> <p>久末字松尾道ノ上のうち四四四の三並びに四四四の三、四四五、四四九、四五二及び四五九の二と一体をなす国有地の一部以外の区域、久末字松尾二六八、二六八次一及び二六九と一体をなす国有地の一部、古郡家字上ノ山五五五の二と一体をなす国有地の一部並びに古郡家字松尾五三一と一体をなす国有地の一部</p>	<p>久末字長谷町</p> <p>久末字長谷町のうち四五五の一部、四五六の一部、四五六の二の一部、四五七の一部、四五八の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字松尾道ノ上四四九、四五二及び四五九の二と一体をなす国有地の一部、久末字川堤ノ内四六一の一部、四六二から四六六までの二の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字早澤道東四六八の一部、古郡家字長谷町三七八次一と一体をなす</p>

久末字鳩塚	久末字鳩塚のうち四八一の一の一部、四八一の二、四八二の一の一部、四八六の五の一部及びこれらと一体をなす	久末字早澤道東	久末字早澤道東のうち四六七の一部、四六八の一部、四七五の一の一部、四七六の一の一部、四八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字長谷町四五五の一部、四五六の一部、四五六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、久末字鳩塚四八一の一の一部、四八一の二、四八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字園原三八二の一の一部、三八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古郡家字早沢口道西三九七から四〇一までの一部、四〇六の一部、四〇七の一部、四〇八、四〇九、四一〇の一部及びこれらと一体をなす国有地	久末字川堤ノ内	久末字川堤ノ内のうち四六一の一部、四六二から四六六までの一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域、久末字松尾道ノ上四四四の三並びに四四四の三、四四五及び四五二と一体をなす国有地の一部、久末字長谷町四五六の一部、四五七の一部、四五八の一部、四五九の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに久末字早澤道東四六七の一部		国有地、古郡家字園原三七九の一部、三八〇、三八一の一部、三八二の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、古郡家字早沢口道西三九八の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古郡家字松尾五二七の一及び五三二と一体をなす国有地の一部				
古郡家字奥早澤	古郡家字奥早澤のうち四四三の一部及び四四三と一体を	古郡家字鳩塚	古郡家字鳩塚のうち四二六及び四三三から四三六までと一体をなす国有地以外の区域	古郡家字早沢口道西	古郡家字早沢口道西のうち三九七の一部、三九八、三九九から四〇一までの一部、四〇六の一部、四〇七の一部、四〇八、四〇九、四一〇の一部、四二〇の一の一部、四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域並びに古郡家字園原三八二の二の一部及びこれと一体をなす国有地	古郡家字園原	古郡家字園原のうち三七九の一部、三八〇、三八一の一部、三八二の一の一部、三八二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地以外の区域	古郡家字長谷町	古郡家字長谷町のうち三七八次一と一体をなす国有地以外の区域		国有地以外の区域、久末字早澤道東四七五の一の一部、四七六の一の一部、四八〇の一部及びこれらと一体をなす国有地、越路字垣ノ内五〇一の一部、五〇二の一部、五〇六の一の一部及びこれらと一体をなす国有地、越路字出口道西五〇七と一体をなす国有地の一部、古郡家字早沢口道西四一〇の一部、四二〇の一の一部、四二五の一部及びこれらと一体をなす国有地並びに古郡家字鳩塚四二六及び四三三から四三六までと一体をなす国有地の一部

古郡家字松尾	なす国有地の一部以外の区域
古郡家字松尾のうち五二七の一及び五三一と一体をなす 国有地以外の区域	
古郡家字上ノ山	なす国有地の一部以外の区域
古郡家字上ノ山のうち五五五の一と一体をなす国有地の 一部以外の区域	

鳥取県告示第八百六十九号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ三第一項の規定に
基づき、次のように保険医療機関及び保険薬局の指定をしたので、保険医
療機関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政
令（昭和三十二年政令第八十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
鳥取生協病院附属 大森生協診療所	鳥取市西品治 八二九の二一	昭和五十一年十月二十八日
井崎 胃腸科 医院 外科	鳥取市湖山町 三八五五の三〇	十六日
樋口医院明治分院	鳥取市松上一三七の五	十五日
森下医院神戸分院	鳥取市中砂見三七〇の一	"
足立内科医院	境港市佐斐神町一四七七	二十日

石原 医院	西伯郡淀江町淀江六六五	"	二十三日
木村 齒科医院 茶屋出張診療所	日野郡日南町茶屋 二二九四の一	"	十五日
だいせん 薬局	米子市皆生 一七五〇の五六	"	二十八日
吉 田 薬局	米子市両三柳 四四八五の七	"	十五日
松田小児科医院	鳥取市大杓二二八の二	"	二十一日

鳥取県告示第八百七十号

健康保険法（大正十一年法律第七十号）第四十三条ノ五第一項の規定に
基づき、次のように保険医及び保険薬剤師の登録をしたので、保険医療機
関及び保険薬局の指定並びに保険医及び保険薬剤師の登録に関する政令（
昭和三十二年政令第八十七号）第九条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

氏 名	登録の記号及び番号	登 録 の 年 月 日
益 永 恭 光	鳥医第二、一〇五号	昭和五十一年十月十八日
佐 藏 眞 琴	鳥薬第 三四二号	二十一日
市 谷 和 子	" 第 三四三号	"

鳥取県告示第八百七十一号

家畜改良増殖法（昭和二十五年法律第二百九号）第十六条第二項第二号の規定による家畜人工授精講習会を次のとおり開催するので、鳥取県家畜人工授精講習会規程（昭和二十六年十月鳥取県告示第四百七十七号）第二条の規定により告示する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開催場所

東伯郡赤碓町松谷 鳥取県種畜場

二 開催期間

昭和五十二年一月二十四日から同年二月四日まで

三 講習の対象となる家畜の種類

牛

四 受講手続

鳥取県家畜人工授精講習会規程別記第一号様式による受講願書（二部）に同規程第六条各号に掲げる書類（各一部）を添えて、昭和五十一年十一月六日までに所轄の家畜保健衛生所に提出すること。

五 その他

- 1 講習会終了後に修業試験を実施する。
- 2 その他詳細については、所轄の家畜保健衛生所に照会すること。

鳥取県告示第八百七十二号

昭和五十一年八月二十六日付けで佐陀川右岸土地改良区から申請のあった新たに行おうとする土地改良（泉地区ほ場整備）事業については、審査

の結果その計画を適当と認めためたので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第七項において準用する同法第八条第六項の規定により、次のとおり告示する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び定款の写し

二 縦覧に供する期間

昭和五十一年十一月六日から二十日間

三 縦覧に供する場所

米子市尾高一七五九の一番地

佐陀川右岸土地改良区事務所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第八百七十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十四条第三項の規定に基づき、鳥取市から同市が行う土地改良事業に係る越路地区の換地処分をした旨の届出があつたので、同法第九十六条の四において準用する同法第五十四条第四項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

鳥取県告示第八百七十四号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和四十七年四月二十七日 鳥取県指令受都計第三十四号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市大杵字堤谷及び字下ゴツソリ（二工区）

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市瓦町二五九番地

日本土地株式会社

代表取締役 岸本友末

鳥取県告示第八百七十五号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により告示する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県知事 平 林 鴻 三

一 開発許可の年月日及び番号

昭和五十一年六月二十一日 鳥取県指令受都計第三百五十八号

二 開発区域に含まれる地域の名称

鳥取市船木字本土居

三 開発許可を受けた者の住所及び氏名

鳥取市船木字本土居一〇四番地 福田由多賀

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第四十九号

昭和五十一年第十二回鳥取県選挙管理委員会を次のとおり招集する。

昭和五十一年十一月五日

鳥取県選挙管理委員会委員長 加 藤 章

一日時 昭和五十一年十一月十日 午前十一時

二 場所 鳥取市東町一丁目二二〇番地 鳥取県庁第四応接室

三 議題 衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査について

正 誤

昭和五十一年十月鳥取県告示第八百二十号（国民健康保険法による療養取扱機関として申出の受理があつたものとみなされるものについて）中次の箇所誤りがあつたので、訂正する。

頁 段 誤 正

二 上 昭和五十一年十月一日

昭和五十一年十月一日

昭和四十四年四月十五日第三種郵便物認可

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取 県

【定価一部一箇月八百円（送料を含む。）】